

養老町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」と定め、戸別訪問(耐震啓発ローラー作戦)を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

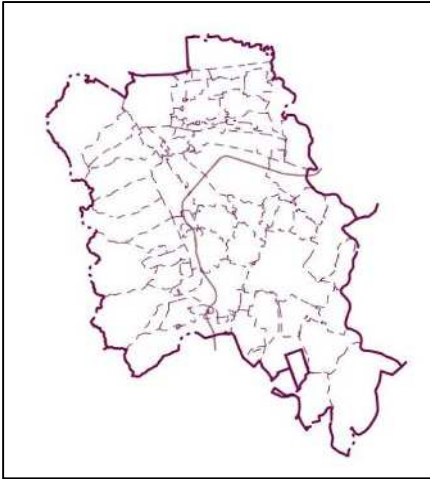
2. 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、養老町の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：養老町 全域

○対象住宅
・昭和56年5月31日以前に着工された住宅

対象区域	
・【高田地区】西町 外30区	・【養老地区】沢田上町 外17区
・【広幡地区】口ヶ島 外6区	・【上多度地区】鷺巣 外10区
・【池辺地区】大巻上 外11区	・【笠郷地区】船附 外4区
・【小畑地区】飯田 外4区	・【多芸東部地区】直江 外2区
・【多芸西部地区】泉町1 外11区	・【日吉地区】別庄 外14区



3. 取組期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

過年度取組期間：平成22年度～令和2年度（ローラー作戦）

計画取組期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
アクションプログラム更新						
戸別訪問						

4. 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり実施する。

- ① リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- ② 不在の場合は、資料をポストイングする。
- ③ 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)を記録・整理する。

5. その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- ① 住宅耐震啓発パンフレットの配布
- ② 住民説明会
- ③ 広報紙「広報よろう」による周知

6. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び岐阜県建築士会と連携して活動に取り組む。

7. 実績の公表

当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、町のホームページにて公表する。

※ この「養老町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」は、「養老町耐震改修促進計画 第4 建築物の耐震化を促進する施策」の一部をなすものとして、「別紙」として策定するものである。